

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(平成27年度暫定予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 9,498百万円

1. 社会保障施策の充実(4,245百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子ども・子育て	保育給付費負担金	4,766		932	3,834	
	私立学校振興対策費	63		63	0	
	地域子ども・子育て支援事業費	1,127		369	758	
	児童措置費	1,182	564	3	12	603
医療・介護	後期高齢者医療負担金	19,377		48	19,329	
	国民健康保険助成費	1,266		5	1,261	
	難病等対策費	3,033	1,502		1,483	48
	地域医療総合確保事業費	2,284	1,518	7	759	0
	介護給付費負担金	17,756		571	17,185	
	診療報酬の充実	3,423	1,448	1	3	1,971
合計	54,277	5,032	11	4,245	44,989	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(5,253百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。